

第4章 第4期燕市障がい福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

入所施設で生活している障がいのある人の中には、地域で生活できる可能性がありながら、入所生活を継続している方がいます。入所が長期間に渡ることが高齢化の問題、住まいの確保や家族の世代が変わることによって身近な支援者が不在となるなど、地域生活への移行をより困難にする状況が生まれています。

地域資源の活用と、長期入所者を生み出さない支援や成年後見制度の利用の推進を図りながら、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす体制づくりを行う必要があります。

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| <p>1 施設入所者の地域生活への移行 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行。</p> <p>2 施設入所者数の削減 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| <p>1 地域移行者数 9人</p> <p>2 入所者削減数 4人</p> |
| 考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末入所者数95人の約10% → 9人 ・平成25年度末入所者数95人の4%削減 → 4人 |

燕市の成果目標を実現するための施策

- 1 退所可能な入所者に対する施策
 - ・ 地域移行支援事業の利用促進
 - ・ 家族理解の醸成と支援強化
 - ・ 施設職員との連携・協働体制の強化
 - ・ 成年後見制度の利用促進
- 2 長期入所者の高齢化に対する施策
 - ・ 高齢分野との協議・調整の促進
 - ・ 同一法人内の高齢障がい者受け入れ推進
- 3 地域体制整備
 - ・ グループホームの整備と活用推進
 - ・ 公営住宅の活用検討
 - ・ 在宅サービス、日中活動場所の整備と効果的な利用
 - ・ 地域の相談支援事業所の育成と相談支援専門員のアセスメント力の向上
 - ・ コミュニティソーシャルワーカーによる地域支えあい体制の構築推進

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

精神科病院の入院期間が長くなるほど、退院や地域生活への復帰が難しくなっています。長期入院者の高齢化の問題や、地域生活に必要なもの、たとえば「住居」「金銭管理」「服薬管理」「日中の活動場所」などの確保が困難となる傾向があります。

精神保健福祉法の改正を受け、精神科病院では地域移行に向けた取り組みや支援が積極的に行われています。受け入れ側の地域機関も関心を持ち、積極的にかかわるなど、さらなる連携強化を図っていくことが必要です。

また、成年後見制度や福祉制度の利用促進を図り、安心して地域生活を送る体制や環境づくりが必要です。

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 入院後3ヵ月時点の退院率 平成29年度における入院後3ヵ月時点での退院率64%以上。 2 入院後1年時点での退院率 平成29年度における入院後1年時点での退院率91%以上。 3 長期在院者数（入院期間1年以上） 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減。 |
| 燕市の成果目標 |
| 退院率の底上げを図る。 |
| 考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域での受け入れ体制の整備と関係機関との連携強化等に努める。 ・環境整備を行うことで退院率の底上げにつなげる。 |

燕市の成果目標を実現するための施策

1 退院可能な入院者に対する施策

【精神科病院との連携強化】

- ・ 三条保健所管内精神科病院地域連絡会の活用 （※ 県主催で実施中）
- ・ 退院後生活環境相談員と地域の相談担当者の連携 （※ 医療保護入院者対象）
- ・ 精神科病院精神保健福祉士との連携強化
- ・ 精神科病院での障がい福祉制度の理解推進
- ・ 病院及び相談支援事業所と連携しての家族支援

2 長期入院者の高齢化に対する施策

- ・ 精神科病院と地域包括支援センターとの連携強化
- ・ 精神科病院での介護保険制度理解推進

3 地域体制整備

- ・ グループホームの整備と活用推進
- ・ 公営住宅の活用に関する検討の推進
- ・ 保健所の訪問支援との連携
- ・ 地域の相談支援事業所相談員の育成
- ・ 成年後見制度の利用促進

4 長期入院者を生み出さない体制

- ・ 入院は治療であり、生活の場でないことの理解促進
- ・ 入院後速やかな医療と福祉による早期支援体制の構築
- ・ 医療中断を出さないための支援
- ・ 在宅時からのクライシスプラン（不調時の対処計画）活用促進

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【現状と課題】

国は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していくことを方針としています。

この支援拠点の整備は、機能を集約して整備する方法（新規施設整備又は既存施設の活用）と地域において機能を分担して担う方法（既存施設の活用）が考えられており、求められる重要な機能は、「24時間相談体制」と「緊急時の受け入れ体制」の確保とされています。

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| 平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。 |
| 燕市の成果目標 |
| 燕市の既存のサービス・体制の整備状況を把握し、燕市にとって効果的な拠点の在り方を自立支援協議会を中心に検討します。 また、県央圏域のニーズや既存サービスの整備状況などを検証するため、圏域の市町村、関係者、障がい当事者等で検討する場を設けることを働きかけます。 |
| 考え方 |
| 国・県の具体的な方向性が見えない中で、拠点整備の実現性を高めるためには、財源・人材面において広域的な観点で検討する必要がある。 |

| |
|---|
| 燕市の成果目標を実現するための施策 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 基幹相談支援センターによる課題の抽出と検証 2 自立支援協議会で拠点整備の在り方について検討 3 県央圏域で地域生活支援拠点等の整備に関する検討部会設置を提案 |

(4) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

【現状と課題】

福祉的就労については、前計画から重点的に取り組みを行った結果、就労系障がい福祉サービスの「質」と「量」の充実に結びついています。しかし、一方で燕市の障がいのある人の一般就労率はまだまだ全国平均以下となっており、その要因として、市民、企業の障がい者理解が浸透していない現状があります。

そのため、各機関の連携の仕組みづくりや、障がい特性に応じた施策や障がい者理解への啓発が必要です。

① 福祉的就労の充実

| |
|--|
| 燕市の方針 |
| <p>国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがえのない支援となっています。</p> <p>したがって、次の事項を本市独自の成果目標とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度における福祉的就労の工賃向上 2 福祉的就労支援施設の利用者増加 |
| 燕市の成果目標 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉的就労工賃 19,000円/月 2 福祉的就労施設利用者数 237人 |
| 考え方 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度福祉的就労工賃 16,689円/月 → 19,000円/月 2 平成25年度福祉的就労施設利用者数 198人 → 237人 |

※ 工賃について

ここで成果目標としている福祉的就労工賃は、就労継続支援B型事業所で訓練等のための軽作業などで収益が発生した場合に、作業工賃として利用者に支払われるものです。平成25年度における新潟県内の福祉的就労工賃の平均は13,416円/月となっています。

② 福祉施設から一般就労への移行

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| <p>福祉施設（就労移行支援、就労継続支援[A・B型]、生活介護、自立訓練[機能訓練・生活訓練]）の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。</p> <p>目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| 一般就労移行者数 6人 |
| 考え方 |
| ・平成24年度一般就労移行者数3人の2倍 → 6人 |

③ 就労移行支援事業の利用者数

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| <p>平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| 就労移行支援事業利用者数 22人 |
| 考え方 |
| ・平成25年度就労移行支援事業利用者数14人の1.6倍 → 22人 |

④ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| 平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 |
| 燕市の成果目標 |
| 一般就労移行率3割以上の事業所数 2事業所以上 |
| 考え方 |
| ・市内就労移行事業所数4の5割以上 → 2事業所以上 |

| |
|---|
| 燕市の成果目標を実現するための施策 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援協議会（就労支援専門部会）による施策推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労率向上のための冊子作成 ・ハローワーク、障がいのある人就業・生活支援センター及び就労移行事業所の連携強化 ・障がいのある人の通勤に関する移動手段の検討 ・障害者優先調達推進法に基づく行政内部での分野を越えた連携強化 2 基幹相談支援センターを中心とした施策展開 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業・生活支援センターとの連携強化 ・個別支援計画とサービス等利用計画との整合性を図る仕組みづくりの事業化 ・障がい特性を考慮した福祉施設の更なる質の向上への支援 ・職場定着支援充実に向けた相談支援事業所活用の事業化 ・就労移行者へのフォローを継続する支援体制強化 3 市民・企業に対する障がい者理解の啓発推進 4 就労アセスメント体制の促進（卒業生の一般就労促進） |

(5) 障がい児支援体制の整備

【現状と課題】

燕市の障がい児に対する支援は、「早期発見」から「早期支援」につなぐべく、ライフステージごとに各関係機関で行われています。しかし、関係機関の連携や次のライフステージにつなげていくことが難しい現状にあると推測されます。

今後は、障がい児の支援にかかわる関係機関が連携をし、ライフステージごとに行われている支援を途切れることなく、つなげていく支援体制の構築が必要です。

| 国の基本指針 |
|--|
| 障がい児については、教育、保育等との関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。 |
| 燕市の成果目標 |
| 障がい児とその家族のライフステージを見据えた「将来をイメージできる支援」を可能とするため、保健・医療・保育・教育・福祉等の関係機関の連携体制を構築します。 さらに、体制の核となって関係機関のコーディネーターや、福祉サービス・医療等適切な支援に結びつけていく発達障がい支援センター機能を形成するとともに、早期発見・早期支援に的確に対応していくため、障がい児福祉サービス提供事業所の確保に努めます。 |
| 考え方 |
| 燕市の現在の支援を最大限活かしつつ、支援を確実につなげていく連携体制の構築が重要であり、そのためには関係機関の調整と円滑な連携をコーディネートする機能が必要である。 |

| 燕市の成果目標を実現するための施策 |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援協議会（療育支援専門部会）による連携体制検証とセンター機能形成の環境整備 2 保健センターと基幹相談支援センターによる協働事業実施 3 県央圏域障害者地域生活支援連絡調整会議相談支援事業部会を活用し、重症心身障がい児のサービス提供について検討 4 保護者支援プログラムの実施（ペアレントトレーニング等） |

(6) 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月に基幹相談支援センターが設置され、初年度は「ネットワークの構築」「総合相談・専門相談」「困難事例とスーパーバイズ」を重点課題とし、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、新規相談支援事業所の参入、相談支援専門員の増加も実現し、地域の相談支援体制は着実に強化されてきております。

今後は、相談者のニーズも多岐にわたり、そのニーズに対応するために、相談支援専門員の人材育成や資質の向上と、社会資源（福祉サービス事業所等）についても支援力の底上げが必要です。

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| <p>相談者の各種ニーズに対応する相談支援を行う人材の育成支援、特定相談事業所の充実、基幹相談支援センターの有効活用に取り組む。</p> <p>地域へ移行するための支援、地域定着支援のサービス提供体制の確保、充実を図る。</p> <p>障がい者等及びその家族、関係機関、関係団体、障がい者等との福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務従事者その他の関係者により構成される協議会の設置に努める。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| <p>地域の相談窓口として機能する相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上を図り、基幹相談支援センターが基軸となって、相談支援専門員等関係機関と連携しながら、地域の支援力の底上げを目指します。</p> |
| 考え方 |
| <p>度重なる制度改正と複雑化する障がい福祉サービスの「量」と「質」を確保していくためには、サービスにつなぐ地域の相談支援専門員とサービスを提供する事業所支援員等の資質の向上が必要である。</p> |

燕市の成果目標を実現するための施策

- 1 自立支援協議会（相談支援専門部会）による施策推進
 - ・地域の社会資源に関する冊子作成
 - ・サービス事業ごとのガイドライン作成による社会資源の底上げ
 - ・相談支援専門員、関係機関に向けた研修の企画
- 2 基幹相談支援センターを中心とした施策の展開
 - ・市内相談支援機関連絡会で地域課題の抽出・検討による「地域を考える力」の向上
 - ・発達障がい者当事者サロン等のプログラムを通じた人材育成
 - ・相談支援専門員への個別の助言・支援を行うことで個々の資質を向上
 - ・福祉サービス事業所への助言・支援を行うことでの連携強化と支援力を底上げ

2 活動指標としての障がい福祉サービス見込量

(1) 訪問系サービスの内容及び見込量

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障害支援区分が区分1以上（障がい児においてはこれに相当する程度）の人が対象となります。

| 居宅介護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(時間) | 750 | 672 | 742 | 812 | 881 | 917 | 953 |
| 実績(時間) | 641 | 732 | 739 | 845 | — | — | — |
| 見込量(人) | 75 | 48 | 53 | 58 | 70 | 73 | 76 |
| 実績(人) | 47 | 59 | 64 | 67 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 67人 ② 地域移行、家族高齢等利用者増加推計 9人（H29年度） ③ H26年度1人あたり平均利用時間 12時間 |
|----------------|--|

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

| 重度訪問介護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|-------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実績 (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 利用時間（見込） 0時間 ② 地域移行、家族高齢等利用者各年度推計 1人（H29年度末） ③ 利用時間見込 20時間 |
|----------------|---|

③ 行動援護

障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。知的障がい、精神障がいにより行動上著しい障がいがある人に必要な支援を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

| 行動援護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実績(時間) | 0 | 6 | 3 | 0 | — | — | — |
| 見込量(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 0 | 1 | 1 | 0 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 利用時間(見込) 0時間 ② 地域移行、家族高齢等利用者各年度推計 1人(H29年度末) ③ 利用時間見込 20時間 |
|----------------|---|

④ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数の福祉サービスを組み合わせて提供します。

重度の障がいのある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人のなかで、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

具体的には、障害支援区分が区分6（障がい児にあつては区分6に相当する支援の状態）に該当する人が対象となります。

| 重度障害者等 包括支援 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実績 (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|--------------------|---|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 利用時間（見込） 0時間 ② 地域移行、家族高齢等利用者各年度推計 1人（H29年度末） ③ 利用時間見込 20時間 |
|--------------------|---|

⑤ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。

身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。身体介護を伴う場合は、障害支援区分が区分2以上など必要な認定のある人が対象となります。

| 同行援護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(時間) | — | 7 | 100 | 130 | 43 | 50 | 57 |
| 実績(時間) | 22 | 29 | 48 | 36 | — | — | — |
| 見込量(人) | — | 7 | 10 | 13 | 6 | 7 | 8 |
| 実績(人) | 3 | 4 | 6 | 5 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 5人 ② 地域移行、家族高齢等利用者増加推計 3人(H29年度末) ③ H26年度1人あたり平均利用時間 7時間 |
|----------------|---|

※同行援護は、平成23年10月創設されたサービスです。

(2) 日中活動系サービスの内容及び見込量

① 生活介護

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常に介護が必要な人に対し、主に昼間、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介助を行うとともに、創作活動や生産活動の機会等を提供します。

常に介護が必要な人で、障害支援区分が区分3（50歳以上の場合は区分2）以上の人が対象となります。

| 生活介護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人日分) | 1,660 | 2,618 | 2,728 | 2,838 | 2,556 | 2,641 | 2,726 |
| 実績(人日分) | 1,224 | 2,149 | 2,492 | 2,471 | — | — | — |
| 見込量(人) | 83 | 119 | 124 | 129 | 148 | 153 | 158 |
| 実績(人) | 65 | 126 | 146 | 143 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 143人 ② 地域移行、家族高齢等利用者増加推計 15人（H29年度末） ③ H26年度1人あたり平均利用時間 17日 |
|----------------|--|

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体の障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ①入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行するときに身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ②盲・ろう・特別支援学校を卒業後、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

| 自立訓練 (機能訓練) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人日分) | 22 | 22 | 22 | 22 | 20 | 20 | 20 |
| 実績 (人日分) | 18 | 18 | 17 | 0 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 (人) | 1 | 1 | 1 | 0 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ① H26年度利用者（見込）、利用時間（見込） 0時間 ② 利用者各年度推計 1人（H29年度末） ③ 利用時間見込 20時間 |
|----------------|---|

③ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的の障がいのある人・精神の障がいのある人に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を日中に行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ①入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行するときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ②特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送るときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

| 自立訓練 (生活訓練) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人日分) | 440 | 264 | 330 | 352 | 299 | 320 | 341 |
| 実績 (人日分) | 281 | 321 | 240 | 278 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 20 | 12 | 15 | 16 | 14 | 15 | 16 |
| 実績 (人) | 11 | 13 | 12 | 13 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ① H26年度利用者(見込) 13人 ② 特別支援学校卒業生等増加推計 3人(H29年度末) ③ H26年度1人あたり平均利用時間 21日 |
|----------------|---|

④ 宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者が対象となります。

| 宿泊型自立訓練 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人日分) | — | — | — | — | 270 | 300 | 330 |
| 実績(人日分) | 28 | 30 | 154 | 240 | — | — | — |
| 見込量(人) | — | — | — | — | 9 | 10 | 11 |
| 実績(人) | 1 | 1 | 6 | 8 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 8人 ② 特別支援学校卒業生等増加推計 3人(H29年度末) ③ H26年度1人あたり平均利用時間 30日 |
|----------------|--|

⑤ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

| 就労移行支援 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人日分) | 484 | 264 | 330 | 352 | 325 | 363 | 420 |
| 実績(人日分) | 78 | 157 | 265 | 287 | — | — | — |
| 見込量(人) | 22 | 12 | 15 | 16 | 17 | 19 | 22 |
| 実績(人) | 4 | 9 | 14 | 15 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H25年度(成果目標基準年度)利用者 14人 ② 特別支援学校卒業生等増加推計 8人(H29年度末) ③ H26年度1人あたり平均利用時間 19日 |
|----------------|---|

⑥ 就労継続支援A型

一般企業等への就労が困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような方が対象となります。

- ①就労移行支援事業を利用した人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③就労経験があり、現に雇用関係がない人

| 就労継続支援 (A型) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人日分) | 440 | 1,342 | 1,496 | 1,628 | 1,054 | 1,092 | 1,130 |
| 実績 (人日分) | 1,073 | 1,054 | 1,086 | 1,016 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 20 | 61 | 68 | 74 | 55 | 57 | 59 |
| 実績 (人) | 60 | 57 | 59 | 53 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ① H26年度利用者（見込） 53人 ② 特別支援学校卒業生、地域移行等増加推計 6人（H29年度末） ③ H26年度1人あたり平均利用時間 19日 |
|----------------|--|

⑦ 就労継続支援B型

生産活動を通じて、知識及び能力の向上や維持が期待される障がいのある人に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような方が対象となります。

①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人

②就労移行支援事業を利用した人で企業等又は就労継続事業（A型）の雇用に結びつかなかった人

①、②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人

| 就労継続支援 (B型) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人日分) | 2,310 | 2,464 | 2,618 | 2,728 | 2,765 | 2,822 | 2,879 |
| 実績 (人日分) | 1,970 | 2,091 | 2,267 | 2,708 | — | — | — |
| 見込量 (人) | 105 | 112 | 119 | 124 | 150 | 153 | 156 |
| 実績 (人) | 104 | 113 | 125 | 147 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 147人 ② 特別支援学校卒業生、地域移行等増加推計 9人（H29年度末） ③ H26年度1人あたり平均利用時間 19日 |
|----------------|---|

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ①障害支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- ②障害支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）

| 療養介護 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人) | 3 | 6 | 6 | 6 | 11 | 12 | 13 |
| 実績(人) | 2 | 8 | 9 | 10 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ① H26年度利用者（見込） 10人 ② H24年度からの経年比較増加推計 3人（H29年度末） |
|----------------|---|

⑨ 短期入所（福祉型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ及び食事等その他必要な支援を行います。

障害支援区分が区分1以上である障がいのある人（障がい児においては、同等程度の状態）が対象となります。

| 短期入所 （福祉型） | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 （見込み） | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 （人日分） | 300 | 198 | 225 | 252 | 245 | 263 | 281 |
| 実績 （人日分） | 170 | 166 | 226 | 227 | — | — | — |
| 見込量 （人） | 30 | 22 | 25 | 28 | 41 | 43 | 46 |
| 実績 （人） | 23 | 25 | 34 | 38 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|--------------------|---|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 38人 ② 地域移行、家族高齢等利用者増加推計 8人（H29年度末） ③ H26年度1人あたり平均利用時間 6日 |
|--------------------|---|

(3) 居住系サービスの内容及び見込量

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

障がいのある人（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）が対象となります。

| 共同生活援助 (グループホーム) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | 51 | 37 | 43 | 49 | 48 | 51 | 54 |
| 実績 (人) | 35 | 36 | 39 | 45 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 45人 ② 地域移行者、施設開設等による増加推計 9人（H29年度末） |
|----------------|---|

※平成26年4月1日から、共同生活介護（ケアホーム）のサービスはグループホームに一元化されました。

② 施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方が対象となります。（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）

| 施設入所支援 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | 89 | 94 | 93 | 92 | 94 | 93 | 91 |
| 実績 (人) | 58 | 90 | 95 | 95 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H25年度（成果目標基準年度）利用者 95人 ② 成果目標から4%の減少推計 95人→91人（H29年度末） |
|----------------|---|

(4) 相談支援サービスの内容及び見込量

① 相談支援

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障がい福祉サービスを申請した障がいのある人等へと大幅に拡大されました。また、地域相談支援（地域移行・地域定着）は個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われるとともに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の設置が法律上位置づけられました。

・ 計画相談支援

市が指定する特定相談支援事業者が、障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人に対して、サービス等利用計画案を作成し、利用後もサービスが適正かを検討します。

| 計画相談支援 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人) | 2 | 30 | 80 | 140 | 498 | 549 | 599 |
| 実績(人) | 1 | 55 | 187 | 512 | — | — | — |

※各年度の作成者数

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度末までに全対象者の利用計画書作成 ② H27年度以降年間新規対象者推計 50人 ③ 各年度の更新者数を加算 |
|----------------|--|

・ 地域相談支援（地域移行支援）

長期間の入所・入院等をしている障がいのある人で地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援等を行います。

| 地域相談支援 (地域移行支援) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | — | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 (人) | — | 1 | 1 | 1 | — | — | — |

※各年度の作成者数

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26 年度利用者（見込） 1人 ② 利用者各年度推計 2人（平成29年度末） |
|--------------------|--|

・ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅で、一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

| 地域相談支援 (地域定着支援) | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | — | 5 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 (人) | — | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※各年度の作成者数

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26 年度利用者（見込） 0人 ② 利用者各年度推計 1人（平成29年度末） |
|--------------------|--|

(5) 障がい児支援サービスの内容及び見込量

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援します。

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象となります。

| 児童発達支援 | 第4期見込量 | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量 (人日) | 152 | 192 | 232 |
| 見込量 (人) | 19 | 24 | 29 |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 14人 ② 新規とサービス終了者差引での増加推計 15人（H29年度末） ③ H26年度1人あたりの平均利用日数 8日 |
|----------------|--|

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、通所により、生活能力の向上のための訓練など多様な活動メニュー（創作的活動等を含む）を継続的に提供することにより、学校との連携・協働により放課後等の居場所づくりを推進、支援します。

| 放課後等 デイサービス | 第4期見込量 | | |
|----------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量 (人日) | 453 | 523 | 593 |
| 見込量 (人) | 64 | 74 | 84 |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 54人 ② 新規とサービス終了者差引での増加推計 30人（H29年度末） ③ H26年度1人あたりの平均利用日数 7日 |
|----------------|--|

③ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援により施設の安定した利用の促進を図ります。

| 保育所等 訪問支援 | 第4期見込量 | | |
|--------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量 (人日) | 5 | 5 | 5 |
| 見込量 (人) | 1 | 1 | 1 |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 0人 ② 利用者各年度推計 1人（H29年度末） |
|--------------------|--|

④ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を提供します。

| 医療型児童 発達支援 | 第4期見込量 | | |
|---------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量 (人日) | 18 | 24 | 30 |
| 見込量 (人) | 3 | 4 | 5 |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|--------------------|---|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26年度利用者（見込） 2人 ② 利用者増加推計 3人（H29年度末） ③ H26年度1人あたりの平均利用日数 8日 |
|--------------------|---|

⑤ 障がい児相談支援

障がい児又は保護者の意向を踏まえて障がい児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障がい児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

| 障がい児 相談支援 | 第3期実績 | | | 第4期見込量 | | |
|--------------|------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | — | — | — | 93 | 107 | 121 |
| 実績 (人) | 9 | 64 | 74 | — | — | — |

※各年度の作成者数

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① H26年度末までに全対象者の利用計画書作成 ② H27年度以降年間新規対象者推計 15人 ③ 各年度の更新者数を加算 |
|--------------------|--|

⑥ 発達障がい支援センター

療育支援体制の核となって関係機関のコーディネートや福祉サービス、医療等の適切な支援に結びつけていく発達障がい支援センター機能を形成します。

| 発達障がい 支援センター | 第4期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 設置の 有無 | 無 | 有 | 有 |

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 見込量設定に あたっての考え方 | 平成28年度までに発達障がい支援センター機能を形成します。 |
|--------------------|-------------------------------|

(6) 障がい福祉サービスの必要な見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、在宅で受ける訪問系サービスの果たす役割は大きく、「地域移行」を進める過程でも利用希望者の増加が見込まれます。

利用の増加が見込まれる中であって、必要な人に必要な支援が行き届くようサービス利用計画を活用し、利用者とサービス提供事業所、相談支援事業所の連携強化を図りながら、適切なサービスの提供を行い、安心した生活が送れるよう取り組みます。

② 日中活動系サービス

地域での生活を充実したものとするためには、日中の活動場所が欠かせません。生活に必要な介助を受けることや創作活動、生産活動の機会を提供し、家族以外の人ともつながりを持てる場所の確保は重要です。

また、生活能力の向上や就労に向けた訓練など、今ある能力を「維持」し、今後に向け「伸ばす」支援は、障がい者の力や自信につながります。

従来から重点的に行ってきた福祉的就労支援の充実を基本に、障がいのある人が就労意欲を高められる環境を作るため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所との連携強化を図り、自立支援協議会就労支援専門部会を中心に体制整備に努めます。

③ 居住系サービス

施設入所者については地域移行が進められており、利用者の減少が見込まれます。一方で、グループホームは、食事など日常生活上の支援が入ることや共同生活の中にも個人の空間が守られるため、障がいのある人にとって大切な居住場所となります。

事業所との情報共有を図り、必要な障がいのある人への情報提供を行うとともに、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

④ 相談支援サービス

計画相談支援の対象者が拡大されたことにより、障がい福祉サービスを利用する障がい者にはサービス利用計画が作成されています。

利用計画書を作成することにより、利用者本人が望む生活や必要とする支援の共有が図られ、課題の解決や適切なサービス利用に向けた調整がスムーズに行われるようになりました。

相談支援専門員には、障がいのある人のニーズに合わせ、本人に合った支援を組み立て、サービスを調整する力が求められるため、相談支援専門員のさらなる資質向上に努めます。

さらに個別支援の中から見える地域課題を発掘し、解決に向けた手段の提案を行うなど、自立支援協議会相談支援専門部会と連携して取り組みます。

⑤ 障がい児支援

子ども・子育て支援法にあるようにすべての子どもが健やかに成長するための支援が求められています。障がい児支援については、保健、教育、保育等とも連携しながら、障がい児に対する専門的な支援の確保に努めます。

支援を必要とする障がい児に対し、身近な地域でサービスが受けられる環境を整備し、ライフステージごとに支援を途切れさせない体制を構築するため、関係機関との連携を強化し、障がい児と関係機関、さらにサービス事業所に適切につなぐ発達障がい支援センター機能を形成してまいります。

3 活動指標としての地域生活支援事業サービス見込量

(1) サービス内容及び見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

| 理解促進研修・啓発事業 | 第4期見込量 | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① 広報つばめ、ホームページ等の情報媒体活用 ② 相談支援専門部会を中心とした啓発 |
|----------------|--|

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

| 自発的活動支援事業 | 第4期見込量 | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① 事業所共同出店のサポート ② 地域支えあい体制の拡充 ③ *デイジーボランティアの育成 |
|----------------|---|

* デイジーボランティアとは
視覚障がい者のために図書を音訳するボランティアグループのこと

③ 相談支援事業

・ 障がい者相談支援事業（一般相談）

障がいのある人、その家族等に対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

| 相談支援事業 | | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------------------|-----------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 障がい者 相談支援 事業 | 見込量 (箇所数) | 2 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績 (箇所数) | 2 | 3 | 3 | 4 | — | — | — |
| | 見込量 (相談支援 専門員数) | — | — | — | — | 14 | 14 | 14 |
| | 実績 (相談支援 専門員数) | 5 | 7 | 7 | 12 | — | — | — |
| 基幹相談 支援 センター | 設置の 有無 | — | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自立支援 協議会 | 設置の 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

| 成年後見制度 利用支援事業 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | — | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 実績 (人) | | 0 | 1 | 2 | — | — | — |

※各年度の利用者数

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。燕市では、社会福祉協議会に業務を委託し、障がいのある人の権利擁護を図っています。

| 成年後見制度法 人後見支援事業 | 第4期見込量 | | |
|--------------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話奉仕員等の派遣を行います。

| 意思疎通 支援事業 | | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込 み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 派遣事業 手話・要約筆記 奉仕員等 | 見込量 (人) | — | 15 | 18 | 20 | 10 | 11 | 12 |
| | 実績 (人) | — | 8 | 8 | 9 | — | — | — |
| 設置事業 手話通訳者 | 見込量 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | — | — | — |

※各年度年間利用者数等

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | ① 手話・要約筆記奉仕員等派遣事業 利用者増加推計 3人 (H29年度末) ② 手話通訳者設置事業 社会福祉課窓口に設置 |
|--------------------|--|

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者等に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜や福祉の増進を図ります。

| 日常生活用具給付等事業 | | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 介護・訓練 支援用具 | 見込量(件) | 10 | 5 | 5 | 5 | 8 | 8 | 8 |
| | 実績(件) | 7 | 6 | 9 | 7 | — | — | — |
| 自立生活 支援用具 | 見込量(件) | 17 | 15 | 15 | 15 | 19 | 19 | 19 |
| | 実績(件) | 18 | 15 | 17 | 20 | — | — | — |
| 在宅療養等 支援用具 | 見込量(件) | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績(件) | 10 | 14 | 15 | 10 | — | — | — |
| 疎通支援用具 情報・意思 | 見込量(件) | 10 | 15 | 15 | 15 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績(件) | 14 | 11 | 30 | 30 | — | — | — |
| 排泄管理 支援用具 | 見込量(件) | 1,250 | 1,670 | 1,754 | 1,842 | 1,348 | 1,348 | 1,348 |
| | 実績(件) | 1,345 | 1,287 | 1,305 | 1,350 | — | — | — |
| (住宅改修費) 居宅生活動作 補助用具 | 見込量(件) | 4 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績(件) | 0 | 0 | 2 | 2 | — | — | — |

※各年度年間延べ件数

| | |
|----------------|---------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度(見込)等から件数を推計 |
|----------------|---------------------|

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

| 移動支援事業 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人) | 58 | 59 | 62 | 66 | 33 | 34 | 35 |
| 実績(人) | 56 | 29 | 31 | 32 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 32人 ② 利用者増加推計 3人(H29年度末) |
|----------------|--|

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

| 地域活動支援センター事業(市内) | | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|------------------|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 基礎的事業 | 見込量(箇所数) | 5 | 4 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績(箇所数) | 2 | 2 | 2 | 2 | — | — | — |
| 機能強化事業 | 見込量(箇所数) | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績(箇所数) | 2 | 2 | 3 | 3 | — | — | — |

⑩ その他事業

任意の事業として、燕市では次の事業を実施しています。

・ 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

| 訪問入浴サービス | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 |
| 実績(人) | 2 | 3 | 3 | 1 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 1人 ② 利用者増加推計 2人(H29年度末) |
|----------------|---|

・ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的に実施しています。

| 日中一時支援事業 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 見込量(利用実人数) | 145 | 35 | 30 | 25 | 58 | 60 | 62 |
| 実績(利用実人数) | 71 | 56 | 46 | 56 | — | — | — |

※各年度1ヵ月あたりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | ① H26年度利用者(見込) 56人 ② 新規利用者推計 6人(H29年度末) |
|----------------|--|

・社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

身体障害者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

| 自動車運転 免許取得・ 改造助成事業 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|--------------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (件) | 15 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| 実績 (件) | 4 | 5 | 4 | 4 | — | — | — |

※各年度利用件数

| | |
|----------------|-----------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | H26年度助成（見込）から推計 |
|----------------|-----------------|

・社会参加促進事業（手話奉仕員等養成研修事業）

手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の充実を図るものです。

| 手話奉仕員等養 成研修事業 | 第3期実績 | | | | 第4期見込量 | | |
|------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 見込量 (人) | — | — | — | — | 12 | 12 | 12 |
| 実績 (人) | 9 | 11 | 17 | 10 | — | — | — |

※各年度養成者数

| | |
|----------------|----------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | H26年度養成講座修了者（見込）から推計 |
|----------------|----------------------|

(2) 各事業の見込量確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

地域の障がい者理解を促進するため、広報等情報媒体を利用して広く市民への周知を図り、社会的障壁を取り除く取り組みを行います。また、自立支援協議会相談支援専門部会を中心に障がいがある人もない人も共生して暮らせる環境づくりを働きかけていきます。

② 自発的活動支援事業

事業所共同出店のサポートやデイジーボランティア育成等を通じ、障がいがある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域で生き生きと活動できる機会の提供を図ります。また、地域支えあい活動の推進を社会福祉協議会と協働で推進し、共助の復元と地域力の向上に努めます。

③ 相談支援事業

障がいのある人の地域生活を支援するには、様々な相談やサービスの利用方法等について、身近に相談できる場が必要です。現在、障がい者相談は4か所の事業所で対応しており、県内2か所目に設置した基幹相談支援センターの後方支援を受けながら、地域の相談窓口として機能しています。

相談支援専門員が地域の中で課題を発掘し、解決する能力を養うなど相談員のスキルアップを含めた相談力の向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

権利擁護支援事業を委託している燕市社会福祉協議会と共に、権利擁護に関する相談及び専門的支援はもちろんのこと、地域におけるネットワーク構築、権利擁護に関する制度の普及に努めます。

また、権利擁護に関するニーズ把握と検証を実施し、利用支援の助成制度の見直し等を含め、市民が利用しやすい制度を構築していきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業を委託している燕市社会福祉協議会を中心に、法人後見の活用推進に向けた制度普及に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

障がいのある人の社会参加を支援するため、地域における手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するとともに、派遣事業実施に欠かせない奉仕員等の人材の育成と確保に努めます。

また、視覚障がい者の日常生活用具給付の対象を拡充するなど、情報保障の確保に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

「障がい者福祉のしおり」や市の広報、ホームページ等を通じて給付事業の内容の周知に努めます。さらに障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。

⑧ 移動支援事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援ヘルパー養成研修への参加促進等により、サービスの質の向上に努めます。

また、必要なサービス量を確保していくため、新たな事業所参入を働きかけます。

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作活動、生産活動の機会を提供し、社会交流の促進などを図るため、地域活動支援センターを運営する法人等に対して引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。

⑩ その他の事業

「訪問入浴サービス」や「日中一時支援」等の現行サービスを維持しながら、障がいのある人の日常生活支援の充実に努めます。

4 活動指標一覧

(1) 障がい福祉サービス

| 障がい福祉サービス | 単位 | 平成26年度 (見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------|----|-----------------|--------|--------|--------|
| 訪問系サービス | | | | | |
| 居宅介護 | 時間 | 845 | 881 | 917 | 953 |
| | 人 | 67 | 70 | 73 | 76 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 行動援護 | 時間 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 時間 | 36 | 43 | 50 | 57 |
| | 人 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 日中活動系サービス | | | | | |
| 生活介護 | 人日 | 2,471 | 2,556 | 2,641 | 2,726 |
| | 人 | 143 | 148 | 153 | 158 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 278 | 299 | 320 | 341 |
| | 人 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 宿泊型自立訓練 | 人日 | 240 | 270 | 300 | 300 |
| | 人 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 就労移行支援 | 人日 | 287 | 325 | 363 | 420 |
| | 人 | 15 | 17 | 19 | 22 |
| 就労継続支援 A 型 | 人日 | 1,016 | 1,054 | 1,092 | 1,130 |
| | 人 | 53 | 55 | 57 | 59 |
| 就労継続支援 B 型 | 人日 | 2,708 | 2,765 | 2,822 | 2,879 |
| | 人 | 147 | 150 | 153 | 156 |
| 療養介護 | 人 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 短期入所（福祉型） | 人日 | 227 | 245 | 263 | 281 |
| | 人 | 38 | 41 | 43 | 46 |

| 障がい福祉サービス | 単位 | 平成26年度 (見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|-------|-----------------|--------|--------|--------|
| 居住系サービス | | | | | |
| 共同生活援助（グループホーム） | 人 | 45 | 48 | 51 | 54 |
| 施設入所支援 | 人 | 95 | 94 | 93 | 91 |
| 相談支援サービス | | | | | |
| 計画相談支援 | 人 | 512 | 498 | 549 | 599 |
| 地域相談支援（地域移行支援） | 人 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 地域相談支援（地域定着支援） | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 障がい児支援 | | | | | |
| 児童発達支援 | 人日 | 112 | 152 | 192 | 232 |
| | 人 | 14 | 19 | 24 | 29 |
| 放課後等デイサービス | 人日 | 383 | 453 | 523 | 593 |
| | 人 | 54 | 64 | 74 | 84 |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 0 | 5 | 5 | 5 |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 12 | 18 | 24 | 30 |
| | 人 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 障がい児相談支援 | 人 | 74 | 93 | 107 | 121 |
| 発達障がい支援センター | 設置の有無 | 無 | 無 | 有 | 有 |

| 地域生活支援事業サービス | 単位 | 平成26年度 (見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------------|---------|-----------------|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | | | | | |
| 障がい者相談支援事業 | 実施見込箇所数 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自立支援協議会 | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | |
| 手話・要約筆記奉仕員等派遣事業 | 人 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 20 | 19 | 19 | 19 |
| 在宅医療等支援用具 | 件 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 排泄管理支援用具 | 件 | 1,350 | 1,348 | 1,348 | 1,348 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件 | 2 | 2 | 2 | 2 |

| 地域生活支援事業サービス | 単位 | 平成26年度 (見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------------|-------------|-----------------|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 人 | 32 | 33 | 34 | 35 |
| 地域活動支援センター事業 | | | | | |
| 基礎的事業 | 実施見込 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 機能強化事業 | 実施見込 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| その他事業 | | | | | |
| 訪問入浴サービス事業 | 人 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 日中一時支援事業 | 人 | 56 | 58 | 60 | 62 |
| 社会参加促進事業（自動車運転 免許取得・改造助成事業） | 件 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 社会参加促進事業（手話奉仕員 等養成研修事業） | 人 | 10 | 12 | 12 | 12 |